	令和3年10月5日
発 言 者	発
森谷委員	スケートボードなど部活動以外のスポーツ活動を行っている生徒の状
	況について把握しているのか。また、どのような支援を行っているのか。
スポーツ保健課	校外で活動している高等学校の生徒は平成 30 年度で 211 人、今年度の
長	数値は取りまとめ中ではあるが、10人程度増加している。中学校では総合
	運動部というものを設け、校外活動を優先することを認めている学校もあ
	り、平成30年度は1,926人、今年度は440人程度増加している。
	支援については、中学校体育連盟や高等学校体育連盟等が主催する大会
	に参加する場合には、参加費等を学校で支援しているが、その他の大会に
	ついては、保護者が負担している状況にある。
	県としては、日本スポーツ協会に登録されている競技等については、強
	化費の支援等を行っているが、スケートボードなどのアーバンスポーツの
	ように、協会に登録されていない競技についてどのような支援ができる
	か、今後の課題と認識している。
森谷委員	部員不足のため、各中学校で合同のチームを作り大会に参加していると
	ころもあるが、県内における合同チームの結成状況はどうか。
スポーツ保健課	中学校では、個人種目のない種目で単独チームの編成が困難な2校以上
長	の合同チームを認めており、年々増加傾向にある。
	山形市のような大きな市でも合同チームがある一方、1町に1つの学校
	しかない場合、合同チームの編成自体に苦労していることから、地区を越
	 えた形で編成ができないかなど検討してもらっている状況にある。
	また、大会に限らず、普段の練習でも部員不足の状況を解決するために
	合同で練習しているところもあることから、生徒の活動場所の確保に向け
	て研究していきたい。
森谷委員	本県におけるいじめの認知件数はどうか。
義務教育課長	いじめの認知件数については、年に数回調査しており、昨年度の調査結
	果として、小学校では 9,975 件、中学校では 2,439 件、高等学校では 456
	件、特別支援学校では 73 件であり、年々増加傾向にある。
森谷委員	いじめを認知した場合にはどのような対応をしているのか。
義務教育課長	いじめを認知した際には、家庭訪問等により迅速に保護者に事実関係を
	伝えること、いじめられた児童生徒の安全を確保することが最も重要であ
	ると考えている。
	対応としては、いじめられた児童生徒にとって信頼できる親しい友人や
	教職員、家族などと連携し、いじめられた児童生徒に寄り添える体制を作
	るとともに、必要に応じて、いじめた側の児童生徒を別室において指導す
	るなど、いじめられた児童生徒が安心し、落ち着いて学習や他の活動に取
	り組むことができる環境の確保に努めている。
	また、いじめられた児童生徒が落ち着きを取り戻すまでは、保護者の判
	断により、一時的に学校を休むことも考えられるが、学校としては、いじ

発言者	発 言 要 旨
	められた児童生徒を守り通すことが最も重要と捉え対応していく。
森谷委員	生徒の相談相手として、教師は信頼されるべきものと考えるが、信頼される教師についてどのように考えているか。
義務教育課長	個人的な考えも含まれるが、教師である前に一人の人間として、誠実で謙虚であるべきものと考える。加えて、目の前の子ども達の気持ちをしっかりと受けとめ、全力で子どもを立派な大人に導いていく人間力に溢れる教師が信頼される教師であると思う。また、子ども達にしっかりと確かな力をつけさせることが信頼される教師には必要であると考える。 県教育委員会では、教師が身に付けるべき力を、生徒指導力、学習指導力、特別支援教育力の三つを統合した、学級学年経営や教科経営を行う力、すなわち「担任力」としており、これらの力を身に付けることは信頼される教師として大切なことであると考えている。
教育長	多様な要素が絡んでいるため、一概に申し上げることは難しいが、教育というのは人と人との信頼関係により成り立つ側面があると考える。 ただ一方で、教師個人が抱え込むのではなく、全体で情報を共有しながらチームとして対応するようなことも重要だと感じている。 保護者にも信頼してもらえる学校となるよう、様々な形で取り組んでいかなければいけないと考えている。
森谷委員	警察音楽隊の演奏を見たが、曲と曲の間に広報を行っており、効果的であると感じたが、警察音楽隊の構成、活動状況及び予算規模はどうか。
参事官(兼)広報相談課長	警察音楽隊は昭和37年に発足し、現在、隊員は隊長以下24名で構成しており、日頃の業務を行いながら音楽隊を兼務し、訓練と派遣演奏を行っている。 具体的な活動としては、交通安全県民運動や各自治体における地域安全運動の出発式、小学校や公民館における演奏会等への派遣演奏を通じ、児童、高齢者等の交通事故防止や特殊詐欺被害の防止など各種警察広報を実施している。近年の活動状況としては、令和元年までは年間約40回の派遣演奏を行っていたが、新型コロナの影響により2年は8回、3年は10月4日現在、6回の派遣演奏を行っている。 警察音楽隊の予算については、令和3年度は201万9千円であり、内訳としては、隊員への貸与品購入、楽器の消耗品購入及び修繕等に91万9千円、定期演奏会会場の借上経費に77万9千円、研修会参加経費に18万8千円、演奏技術指導経費に7万6千円である。
森谷委員	本県における特殊詐欺の発生状況はどうか。
参事官(兼)生 活安全企画課長	令和3年9月末における県内の特殊詐欺の発生状況は、認知件数が13件、被害額が約997万円であり、前年同期比で認知件数は7件減、被害額は約2,400万円減となっている。 被害状況の特徴としては、年齢別では、65歳以上の高齢者の被害が7件、被害額は約535万円となっており、高齢者の被害が全体の半数以上を占めている。

発 言 者	発 言 要 旨
森谷委員	高齢者に対する交通事故防止対策はどうか。
参事官(兼)交通企画課長	令和3年9月末現在の交通事故の発生件数は、速報値で2,289件、前年同期比で46件減であるが、うち高齢ドライバーによるものが634件、前年同期比7件増で、全体の約3割が高齢ドライバーによる事故である。また、負傷者数は9月末現在、2,664人、前年同期比144人減で、うち高齢者は496人、前年同期比115人減であるが、死者数は17人、うち高齢者は11人と6割以上を占めている。 高齢ドライバーへの交通事故防止対策として、交通安全ゆとり号や動画KYT等の交通安全機器を活用した交通安全教育、運転免許証の自主返納の促進、及び交通安全教室や警察官が行う巡回連絡等を通じて、夜光反射材着用の呼びかけや、スーパー等の店内放送を活用した交通事故防止の呼びかけ等の啓発活動を進めていきたい。
小野委員	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が令和3年 6月4日に公布されたが、この法律の公布に係る県内の取組状況はどう か。
教職員課長(兼) 働き方改革推進 室長	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布を受け、直ちに各市町村教育委員会等に対して周知を行っている。 現在、この法律を踏まえた研修資料の改定を進めているほか、通報相談の体制整備の検討が必要と考えている。
小野委員	本県における教職員のわいせつ行為等による処分状況はどうか。
教職員課長(兼) 働き方改革推進 室長	わいせつ、セクハラ等で処分を受けた教職員は、平成30年度に3人、令和元年度に1人、2年度はゼロであった。 被害を受けた児童生徒は、30年度に1人、元年度は複数人であり、児童生徒に対する案件に対する教職員の処分としては、30年度に1人、元年度に1人、それぞれ懲戒免職としている。
小野委員	わいせつ行為等の防止に向けた研修等の取組状況はどうか。
教職員課長 (兼) 働き方改革推進 室長	不祥事防止に向けた有識者会議、県の教職員法令遵守委員会の意見など も踏まえ、当事者意識の醸成に向けた研修内容の充実を図るとともに、早 期発見に向けた学校の相談体制の整備などの取組みを進めている。
小野委員	問題の早期発見等に向けては、本法律を県が市町村教育委員会とともに学校現場へ浸透させることが大切であるためしっかり周知してほしい。
小野委員	東京都町田市にて、学校で配付されたタブレット端末を用いたいじめの 報道があったが、県内の小中学校へのタブレット端末の配備状況及び端末 の活用状況はどうか。
義務教育課長	各市町村の1人1台端末及び校内無線LAN環境の整備については、昨年度末までにほぼ整備が完了している。 端末の活用状況としては、各小中学校に行ったアンケート調査によると、小学校では各教科の授業で90%以上の学校が活用しており、中学校で

発言者	
70 11 11	は教科の授業に加えて総合的な学習の時間でも同じく 90%以上の学校が活用している。
小野委員	タブレット端末の安全な使用にあたり、県教育委員会から市町村教育委員会へ指導・助言は行っているのか。
義務教育課長	県教育委員会では、セキュリティに関する端末の設定等について、令和3年3月及び7月に文書にて指導している。具体的な内容としては、アカウントやパスワードの設定に関するチェックリストを用いて、管理運用の留意事項等を示している。 また、個人情報の取扱いについては、保護者の理解と協力を得ながら進めていくということを指導している。 この他にも端末の利用に関するルールの例示を行い、トラブルが発生した場合の対応方法等、児童生徒が安心して端末を活用できる体制整備について市町村教育委員会に指導している。
小野委員	タブレット端末の自宅への持ち帰り状況はどうか。また、端末によるい じめを防ぐためには、使用に関するルールの策定が必要と考えるがどう か。
義務教育課長	本県における端末の持ち帰り状況としては、令和3年9月の調査結果によると、全員が持ち帰っていると回答した学校は、小学校では33.2%、中学校では27.0%である。なお、全学年ではなく一部が持ち帰っていると回答した学校を合せると、小学校では42.9%、中学校では34.9%となる。配付しているタブレット端末は、自宅での学習にも活用することが前提となっているため、市町村教育委員会に対して、ルールの策定を進めるよう例を示して依頼しており、9月の調査時点では、ルールを策定している小学校は47.3%、中学校は41.6%である。県教育委員会としては、セキュリティ対策を整備した上での持ち帰りを進めていきたいと考えている。
小野委員	タブレット端末の修理、更新等への対応をどのように考えているのか。
義務教育課長	県としては、令和4年度の政府の施策等に対する提案において、教育におけるICT環境の整備状況を踏まえた継続的な財源の確保を提案しており、令和3年6月に文部科学省の担当課長等へ直接要望を行った。文部科学省からは、今後の展望について、ソフトウェア等のランニングコストがかかることから、財源確保は継続していく考えが示されている。また、端末の更新については、現在検討中であり、早い段階で考え方を示していかなければならないとの認識を持っているとのことであった。 県教育委員会としては、今後も、政府への提案をはじめ、あらゆる機会を通じて文部科学省への要望を継続するとともに、国の動向を注視しながら、情報収集に努めていきたい。
小野委員	予算特別委員会においても通学路の交通安全対策に関する質疑があったが、通学時の児童生徒に対する交通事故の発生状況はどうか。
参事官(兼)交	児童生徒の交通事故の発生状況については、過去5年間で小学生が98

人、内訳として登校時に 47 人、下校時に 51 人であり、中学生が 45 人、

通企画課長

発 言 者	発
	内訳として登校時に 18 人、下校時に 27 人である。この他にも中学生では 自転車通学時によるものとして、登校時に 66 人、下校時に 59 人となって おり、歩行者よりも自転車の方が多い状況にある。 令和 3 年 8 月末時点では、小学生が 7 件、中学生(歩行者)が 4 件発生 している。なお、いずれの期間においても、交通事故によって亡くなった 児童生徒はいない。
小野委員	警察、学校関係者及び道路管理者との通学路の合同点検により判明した 問題点及びその対応はどうか。
参事官(兼)交 通企画課長	千葉県の通学路における交通事故を受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁による通学路の合同点検等実施要領に基づいた全国一斉合同点検を本県では令和3年9月までに実施し、点検結果については現在集計中である。2年までの点検結果として、安全対策を必要とする箇所が全体で3,753箇所抽出され、そのうち県警察として対策が必要な箇所は1,160箇所であり、9月末時点で1,159箇所について対策を講じている。残り1箇所については、山形市桜田小学校の通学路であり、速度抑制等の安全対策を道路管理者と検討しているところである。
小野委員	児童生徒の通学路に対して速度規制をしてほしいとの声があるが、県内におけるスクールゾーン、いわゆる歩道のない道路にて時間帯を指定し車両の通行を禁止する規制をしている路線の設置状況はどうか。
参事官(兼)交 通企画課長	スクールゾーンは、県内には 127 路線ある。学校周辺の道路に対して、 そこを利用する利用者の利便性とのバランスを踏まえ、地域住民の声を聴 いて規制をしている。